

令和6年度 第3回 大分市総合教育会議

日時：令和6年11月20日（水）13：15～14：30

場所：議会棟4階 全員協議会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

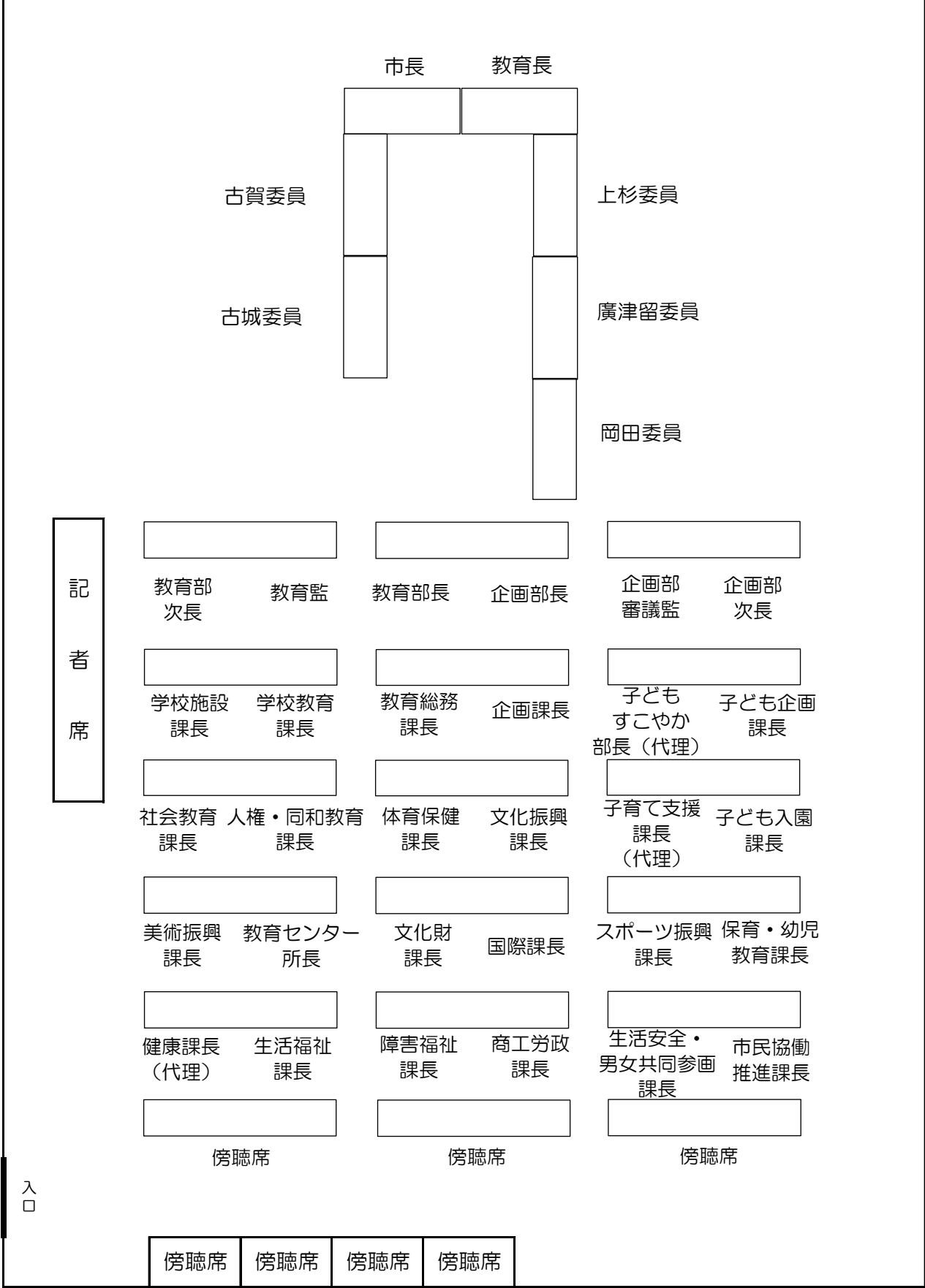
（1）インクルーシブ教育システムの現状と課題について

（2）次期大分市教育大綱の中間報告について

3. 閉 会

令和6年度 第3回総合教育会議

11月20日（水） 13：15～
議会棟 全員協議会室



インクルーシブ教育システムの現状と課題

I. 日本における障がいのある児童生徒のための学校教育の経緯の概説（第 2 次大戦後）

年度		盲学校	聾学校	養護学校		
				知的障害	肢体不自由	病弱
1 9 4 8	昭和 2 3	7 4	6 4			
1 9 4 9	昭和 2 4	7 4	7 8			1
1 9 5 0	昭和 2 5	7 6	8 2	1		2
1 9 5 3	昭和 2 8	7 8	9 2	1	1	3
1 9 7 9	昭和 5 4	7 3	1 1 0	4 0 0	1 5 8	9 6

（文部科学省の HP より）

1947(昭和22)年度 教育基本法・学校教育法の公布

盲学校・聾学校・養護学校への就学の義務化（このとき制度は創設）。

しかし実際には、重い障がいのある子どもたちのほとんどは、学校教育を受けられなかった（就学猶予、就学免除：視覚障がい児・聴覚障がい児は除く）。

一方で、軽度（～中度）の障がいのある子どもたちのほとんどは、支援が大変乏しい状態で、通常の学級に在籍していた。

↓

1979(昭和54)年度 養護学校義務化

就学免除、就学猶予の激減。学校教育を受けられるようになった重い障がいの子どもたちが急増。

↓

1990 年代中盤以降、日本でも発達障がいのことが広く知られ注目されるようになる（LD → ADHD → アスペルガー症候群）

↓

2007(平成19)年度 特殊教育から特別支援教育へ（2006 年に学校教育法の一部改正）

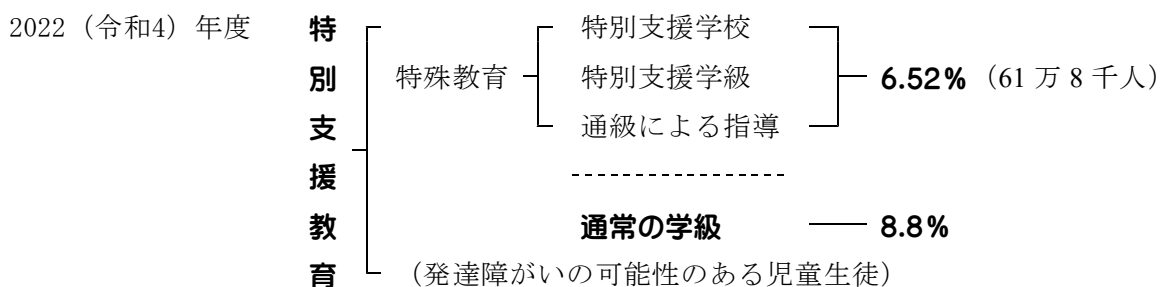
特別支援教育が学校教育法に位置づけられる（「学校教育法等の一部を改正する法律」）。

特別支援教育の対象児として、軽度知的障がい児が増加し、自閉症・情緒障がい児が急増する（どちらも、それまでは特別な支援が乏しいまま通常の学級に在籍していた）。

障害の程度等に応じ**特別の場**で指導を行う「**特殊教育**」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「**特別支援教育**」への転換を図る。

「特別の場」とは特別支援学校（旧 盲・聾・養護学校）、特別支援学級（旧 特殊学級）、通級指導教室のことです。逆に言えば、特別支援教育とは、このような特別な場で行う指導だけをさしているのではなく、通常の学級に在籍する幼児児童生徒も、その対象となりました。

1990（平成2）年度 盲・聾・養護学校 0.37 % + 特殊学級 0.521 % = **特殊教育0.891 %**
（通級による指導は、1993（平成5）年に制度化）



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

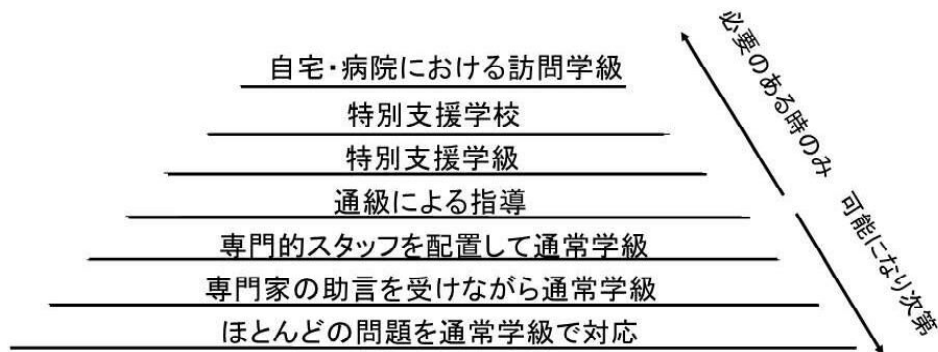
インクルーシブ教育システムにおいては、（障害のある者と障害のない者が）**同じ場で共に学ぶことを追求するとともに**、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある「多様な学びの場」を用意**しておく必要がある。

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

※国によってインクルーシブ教育システムの考え方や実態は異なる。

日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



特別支援学校

障がいのある幼児・児童・生徒の教育のために設置された学校。幼稚部、小学部、中学部及び高等部が置かれています。学年別に学級が編制されています（同学年の児童・生徒で編制されている）。単一障がい学級と重複障がい学級があります。通学区域（西日本では校区）が広い。学校によっては寄宿舎があります。生活への応用を重視した教育、卒業後の進路を考えた教育が行われています。

表 特別支援学校の学級編制の標準（上限）

	小学部	中学部	高等部
単一障がい学級	6人	6人	8人
重複障がい学級	3人	3人	3人

特別支援学級

障がい等により教育上特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒の教育のために、幼稚園、小学校、中学校に置かれた学級。学級は障がい種別に編制されていますが、学年別には編制されていません（複数の学年の児童生徒を同一学級に編制することが認められています（複式学級））。小・中学校の特別支援学級の学級編制の標準（上限）は8人です。原則、通学区域（西日本では校区）の学校。

通級による指導（通級指導教室）

小学校、中学校、高等学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童・生徒のために、主として教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を行うことを目的に設置された教室です。自校通級、他校通級、巡回指導の3つの指導形態があります。児童生徒13人まで配置される教員数は1人です。

特別支援学校等の対象となる障がい

種類	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障がい	○	○	○
聴覚障がい	○	○	○
知的障がい	○	○	
肢体不自由	○	○	○
病弱・身体虚弱	○	○	○
言語障がい		○	○
自閉症※・情緒障がい		○	自閉症と情緒障がいに分ける
情緒障がい			○
自閉症※			○
学習障がい			○
注意欠陥多動性障がい			○

重度 —————→ 軽度
(程度)

※自閉症には知的障がいのないものから最重度の知的障がいがあるものまで含まれます。自閉症と知的障がいの両方がある場合には、知的障がい児ということで特別支援学校に入学することができます。

Ⅱ. 大分におけるインクルーシブ教育システム（1990年代以降）【私見】

過去：障がいのある幼児児童生徒の多くが、通常の学級に在籍していた時代

○通常の学級への就学を強く強く望む保護者

○共生共学論（運動？）の先生方

○共生共学（運動）の光と影

現在と比べると、大分県下でも養護学校や特殊学級に在籍する児童生徒の割合は大変低かった。

私が大分大学に赴任した 1994（平成 6）年当時、大分市内のすべての小中学校に特殊学級が設置されてはなかったし、在籍児童・生徒数が 5 人以上の学級は数少なかった。

明らかに障がいのある児童生徒に加え、特に軽度の知的障がい児や発達障がい児の多くが教師にも同級生にも家族にも障がいがあると気づかれないまま、みんな一緒に同じ教科書で、同じ指導方法で、同じ内容の教育を受けていた時代であり、見方を変えれば、包摂的ですねを包み込む教育、形の上では一般的に考えられているインクルーシブ教育が行われていた時代だったと言えるかもしれない。

一方で、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行われていたとは言いがたい時代だった（影）。しかしどのような特性のある児童生徒でも、通常の学級で受け入れようとする気概のある先生も多かった（光）。

現状① 急増する特別支援学級

現在、大分市内のすべての小中学校に特別支援学級が設置されている。

小学校 52 校に 246 学級（平均 4.73 学級）、中学校 26 校に 96 学級（平均 3.69 学級）、義務教育学校 1 校に 10 学級、合計で 352 学級が設置されている。

現状② 増える軽度の知的障がいのある児童生徒、急増する自閉症・情緒障がいのある児童生徒

発達障がい関係の確定診断の難しさ（？）。

2 次的に精神的不調、体調不良を併発し、不登校に陥る事例。

障がい種別の特別支援学級の割合（％）

	小学校		中学校		義務教育学校	
	大分市	全国	大分市	全国	大分市	全国
知的障がい	37.8	41.6	40.6	43.9	50.0	43.2
肢体不自由	1.2	4.3	1.0	3.7	0	4.1
病弱・身体虚弱	1.2	3.8	2.1	4.0	0	3.6
弱視	0.4	0.8	0	0.7	0	0.5
難聴	0.4	1.8	1.0	1.8	0	1.9
言語障がい	0	1.0	0	0.6	0	0.8
自閉症・情緒障がい	58.9	46.7	55.2	45.2	50.0	46.0

現状③ 県内の他の市町村と比べて、少ない大分市の通級指導教室

この数年、他県と違って、大分県は通級指導教室の数も通級による指導を受けている児童生徒数も増えていない。

大分市内の通級指導教室は、言語の通級指導教室が小学校 3 校に 4 教室、LD・ADHD の通級指導教室が小学校 5 校に 5 教室＋中学校 2 校に 2 教室、合計で 11 教室が設置されている。

※大分県全体で特別支援学級 826、通級指導教室 51（聾学校通級を除く）（令和 6 年 5 月 1 日速報値）

	大分市		大分市以外の市町村		大分県全体
特別支援学級数	3 5 2	1	4 7 4	1.35	8 2 6
通級指導教室数	1 1	1	4 0	3.64	5 1
児童生徒数※	3 8, 1 9 6	1	4 6, 1 9 2	1.21	8 4, 3 8 8

※小中学校の児童生徒数（令和 5 年 5 月 1 日現在）

現状④ 特別支援学級から通常の学級に転級する児童生徒の増加

一般的に学年が上がるにつれて、通常の学級→特別支援学級→特別支援学校と転級・転学する児童生徒が多い。しかし逆に、例えば自閉症・情緒障がい学級などの児童生徒の中には、特別支援学級→通常の学級に転級する児童生徒もいて、その人数は増加傾向にある。

提案① 通級による指導の拡充：巡回指導より他校通級、他校通級より自校通級（参考資料 1）

児童生徒によっては「特別支援学級→通常の学級」より「特別支援学級→（通級指導教室）→通常の学級」が望ましい事例もあるのではないかと考えられる。

知能指数 70 を上回る児童生徒の中には、学習障がい（LD）を疑われる子どももいることから、LD・ADHD の通級指導教室の設置校がもっとあった方が良いのではないかと考えられる。

また大切なことのひとつに、通常学級の教員の「交流できている特別支援学級の子どもも自分が責任をもつ児童生徒」という意識を醸成することがあると考えられる。通級指導教室の場合、通常学級の担任は「自分の学級の子どもの通級指導教室でみてもらっている」という意識になる。しかし特別支援学級の児童生徒の場合、交流学級の担任教員はどうしてもその意識が薄くなりやすい。とは言え、授業時数や教員配置数からみて、手厚い指導ができるのは通級指導教室よりも特別支援学級。

県との協議になるが、どのような方法で通級指導教室を増やすことができるか検討が必要。

提案② 人事交流によって体得した特別支援教育の経験をより還元できるための人事異動方針の見直し

県立特別支援学校や大分大学教育学部附属特別支援学校との小中学校の教員の人事交流を促進すること、そしてさらに大切なことは人事交流で体得した経験を小中学校の教育により一層還元できるようにすることではないかと考えられる。

そのためには、まず県との人事異動方針の見直しについての協議が必要になる。

次に各校の校内人事の方針として、①交流人事により県立特別支援学校等で「自立活動」や「領域・教科を合わせた指導」の授業の経験を積んだ教員、②通常の学級の先生方も巻き込んでチームで児童生徒の指導にあたることのできる教員、③児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた授業の創意工夫ができる教員を、特別支援学級や通級指導教室に優先的に配置するよう明示してはどうか。

理想

理想的には、可能な限り基礎的環境整備と合理的配慮（建設的対話の重要性）の充実を図ることで、できるだけ多くの（障がいのある）児童生徒が通常の学級で充実した学びをできることが望まれる。

Ⅲ. その他（参考）

（1）大学における合理的配慮：大学には特別支援学級も通級指導教室もない（参考資料 2）

概数ですが、大分大学の全授業科目の中で、合理的配慮の提供を受けている学生が受講している科目の割合は、20 数パーセント。およそ 5 科目に 1 科目。

※発達障がい、情緒障がい、（知的障がい）では合理的配慮と教育的配慮の峻別が難しい場合がある

合理的配慮 教育の機会を均等にするための変更調整 ≠ 教育的配慮
公平な学習機会を保障するためのもの

（2）大分大学教育学部の（正規）教員就職率（参考資料 3）

大分大学教育学部は、学校現場の教員不足の解消に少しでも貢献できることを目指しています。教育実習の受け入れ等、大分市教育委員会のご協力に厚く御礼申し上げます。

6 特別支援教育の充実

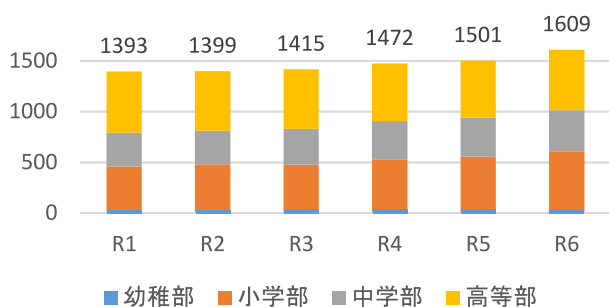
10年後の目指す姿

- ㊦ 障がいのある子どもたちが、自立し将来社会に参加できるように、一人一人のニーズに沿った教育が展開されている。
- ㊦ 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、それぞれの個を尊重し、共に学ぶ機会が充実（インクルーシブ教育の実現）している。

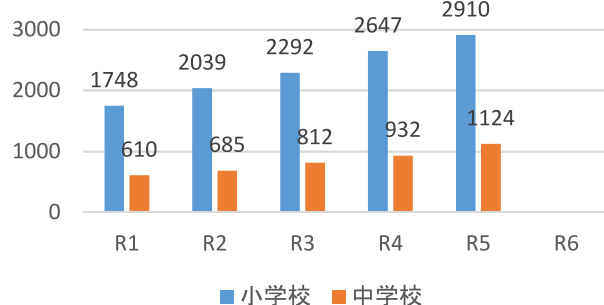
現状と課題

- ◆ 特別支援教育においては、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善・克服に向けた適切な指導・支援が求められます。
- ◆ 少子化により学齢期の子どもが減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもは大きく増加しており、子どもの可能性を最大限伸ばす特別支援教育の質の向上と教育環境の整備が求められます。
- ◆ また、通常学級においても特別な支援を必要とする子どもが増加しており、一人一人のニーズに合った支援を行っていくためにも、「多様な学びの場」を整備するとともに、全ての教員の特別支援教育に係る専門性を向上させることが必要です。
- ◆ 子どもの教育的ニーズに応じた「個別の指導計画※¹」の作成率は向上してきており、今後はこれらを活用したきめ細かな指導や、保護者や医療・福祉等関係機関との連携・協働による長期的な支援を行うための「個別の教育支援計画※²」の作成率の向上が必要です。

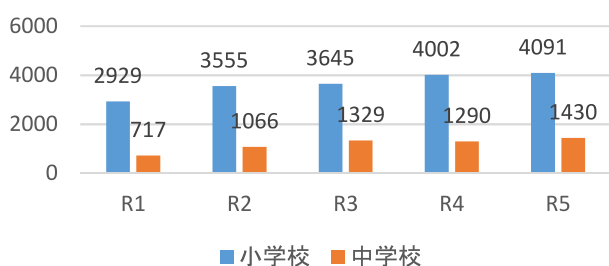
特別支援学校の在籍者数



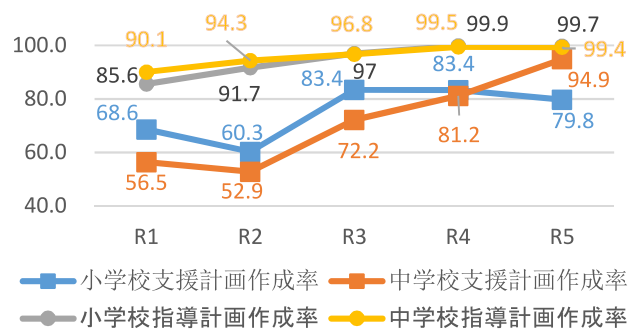
特別支援学級の在籍者数



通常学級において特別な支援を必要とする児童生徒数



「個別の教育支援計画・個別の指導計画」作成率



出典：大分県調べ

- ※1 障がいのある子ども一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、各学校の教育課程や各教科等の指導計画等を踏まえ、各教科等別あるいは単元・題材別の個別目標、指導内容・方法を盛り込んだ指導計画
- ※2 障がいのある子ども一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応するという考え方のもと、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立ち一貫した教育的支援を行うことを目的として、学校が主体となって作成する支援計画

主な取組

①一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

- ・就学・進路選択に関する保護者への助言や特別支援教育に係る小・中・高校への支援など、地域の要請に応える特別支援学校のセンター的機能の強化
- ・自校通級や巡回指導などの通級による指導の充実
- ・個別の指導計画推進教員※³による校内支援体制の充実・強化
- ・特別支援教育の視点に立った、カリキュラム・マネジメントの充実・強化
- ・子ども一人一人の教育的ニーズに応じたICT機器や教材、支援機器の効果的活用の促進
- ・特別支援教育コーディネーターや個別の指導計画推進教員を核とした、授業実践に対する指導・助言体制の機能強化と「個別の指導計画」の質の向上
- ・乳児期から学校卒業までを通じた一貫した教育的支援の確保や、子どもの社会的・職業的自立に向けた「個別の教育支援計画」の作成促進
- ・ジョブ・コンダクター※⁴の活用や福祉・労働等関係機関との連携・協働による就労支援の充実・強化



教育的ニーズに応じたICT機器の効果的活用

②障がいの有無にかかわらず、多様な学びを保障する環境の整備

- ・特別支援教育コーディネーター※⁵を対象とした、専門的な研修や外部の専門人材等を活用した校内研修の充実
- ・特別支援学校と小・中・高校間の人事交流の促進
- ・県内教員養成系大学との連携や認定講習の充実を通じた特別支援学校教諭免許状の取得促進
- ・学校設置基準や教室不足に対応した特別支援学校の計画的な整備
- ・医療的ケア児の学習機会を保障するための安全で適切な医療的ケア実施体制の整備
- ・特別支援学校と他校種を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの検討
- ・合同の学校行事など、特別支援学校と他校種の交流及び共同学習の充実

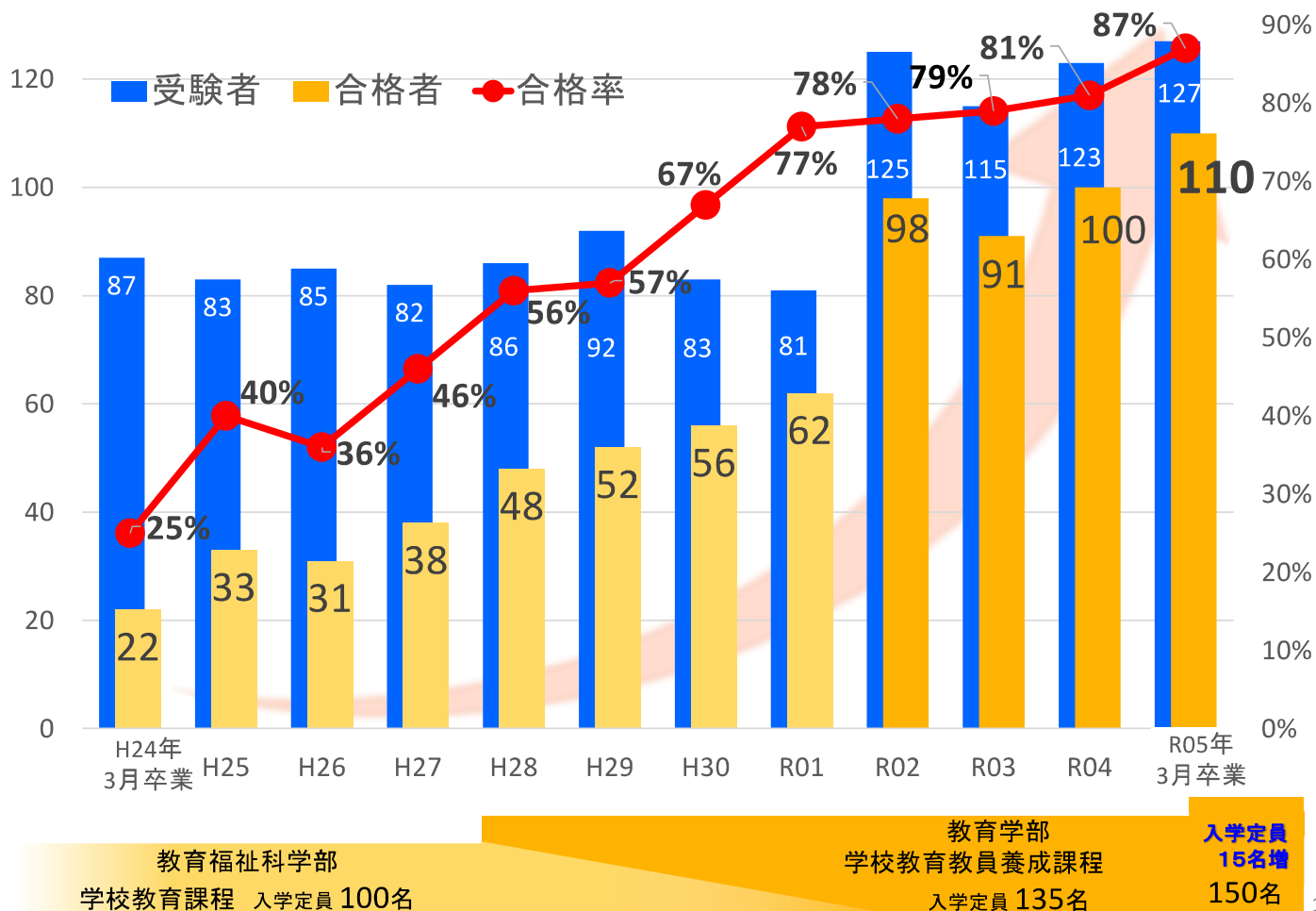


調理コースでの専門的な学習

目標指標

指 標 名		基準値	目標値	
		R 5年度	R 10年度	R 15年度
適切な学びの場として通級での指導を受ける人数(人)		437	552	643
知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労(%)		23.9	全国平均+2%	全国平均+2%
「個別の教育支援計画」の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)	小	79.8	90	100
	中	94.9	98	100

- ※³ 小中学校の通常学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対する個別の指導計画の作成及び個別の指導計画の活用による指導の充実を図るため、教育事務所管轄地域ごとに配置する教員
- ※⁴ 特別支援学校高等部生徒の一般企業等への就労達成に向け、企業に対して生徒の特性に応じた仕事の切り出し等の提案や、企業訪問を通じた職場開拓等を行う者。
- ※⁵ 困難な状態のある生徒のために、校内の関係者や医療・福祉等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを行う教員

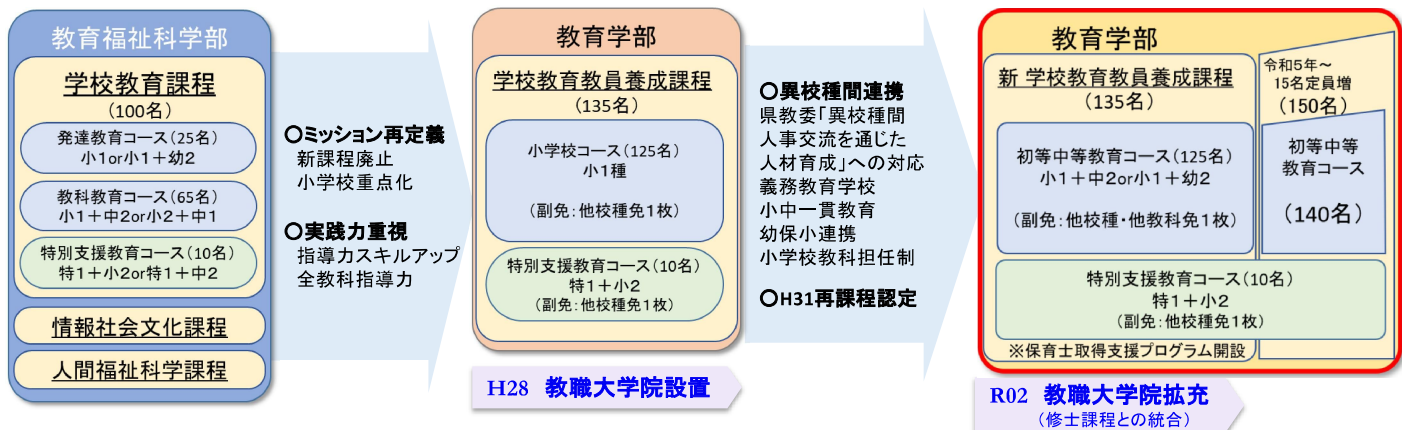


卒業年月	すべての卒業者を対象				大学院等進学者・保育士を除く卒業者を対象			
	正規 教員就職率	全国 順位	正規+臨時 教員就職率	全国 順位	正規 教員就職率	全国 順位	正規+臨時 教員就職率	全国 順位
教育福祉科学部(定員100名)								
平成29年3月	51.0%	4	72.1%	4	60.2%	3	85.2%	2
平成30年3月	54.5%	2	67.0%	7	61.0%	2	75.0%	9
平成31年3月	51.8%	4	63.4%	12	60.4%	4	74.0%	9
教育学部(定員135名)								
令和2年3月	66.9%	1	76.3%	1	72.6%	1	82.8%	2
令和3年3月	64.3%	1	76.4%	1	66.7%	3	79.3%	2
令和4年3月	65.5%	1	75.5%	1	72.2%	1	83.3%	1
令和5年3月	70.8%	1	77.1%	1	76.2%	1	82.9%	3
7年間の平均	61.6%	1	73.0%	1	67.9%	1	80.5%	4
7年間の全国平均	42.3%		59.2%		47.4%		66.3%	

～平成27年度

平成28年度～令和元年度

令和2年度～



H22 教員養成カリキュラム改革

H28 小学校重点化カリキュラム

R02 小学校教科担任制対応カリキュラム

H26 教育実習改革 (PDCAサイクルによる指導)

H23 教採支援プログラム (教員全員出勤方式による教採支援体制の構築と運営)

H21 まなびんぐ
サポート室開設

H24 教サポ講座開始 (教師育成サポート推進室による実践力向上の専門教育)

R01 評価分析室設置 (教員養成機能の評価分析)

R01 STEAM Lab. スタート (創造・融合的教育開発)

R05 大分の教志育成
プログラム 開始

参考資料：最近の他機関からの視察一覧(コロナ禍以後)

- 【令和3年12月 3日】 文部科学省教育人材政策課 教員養成企画室 室長等
- 【令和3年12月20日】 三重大学 学部長等
- 【令和4年 1月21日】 山梨大学 学部長等(2回目)
- 【令和4年 8月23日】 埼玉大学 学部長等※
- 【令和4年 8月25日】 横浜国立大学 学部長※
- 【令和4年 8月26日】 香川大学 副学部長等
- 【令和4年 9月 6日】 和歌山大学 理事(教学・入試)兼副学長等※
- 【令和5年 8月22日】 鹿児島大学 就職担当教員
- 【令和5年 9月25日】 信州大学 学部長等
- 【令和6年 3月 6日】 埼玉大学 就職担当教員
- 【令和6年10月11日】 福島大学 理事(教育・学生担当)兼副学長等※

※文部科学省からの指導・助言をきっかけに来学。

この他に、令和4年3月に広島大学からも視察の申し入れがあったが、コロナ感染拡大のため中止。熊本大学からも視察の希望があった。

第2回総合教育会議における意見の大分市教育大綱への反映について

No.	発言者	意見の概要	大綱への反映	該当箇所				
				基本方針	目標	施策	ページ	対応
1	古城委員	「ウェルビーイング」の注釈をコンパクトにわかりやすくしてほしい。	新総合計画を策定する外部委員からは「ウェルビーイング」はできるだけ詳しい説明を記載してほしいという意見があり、いただいたご意見も含めて検討しましたが、新総合計画の注釈と合わせ、現行のままとします。	2	-	-	5	-
2	古賀委員	「インクルーシブ教育システム」の注釈が日本版の考え方と乖離しているので、以下の文章にしてはどうか。 「共生社会の形成に向けて、障がいのある者と、障がいのない者がともに学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる、柔軟で連続性のある多様な学びの場を構築すること。」	以下の通り修正します。 ※1 インクルーシブ教育システム 共生社会の 形成に向けて 、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ ことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる、柔軟で連続性のある多様な学びの場を構築する仕組み。	2	-	-	5	修正
3	教育長	教職員の資質能力とウェルビーイングの向上を図り、こどもたちに質の高い学びの場を提供すると書いているが、教職員のウェルビーイングの向上が質の高い学びにつながるということが一見わからない。ここはもう少し丁寧に書いてほしい。 つまり、職場の環境が良くなることによって、学びの土壌や環境をよい状態に保つということで、こどもの質の高い学びにつながるということがわかるようにしたほうがよいと思う。	以下の通り修正します。 「こどもたちの安全を守るための環境整備や教職員の資質・能力とウェルビーイングの 向上により、学びの土壌や環境を良い状態に保つことで 、こどもたちに質の高い学びの場を提供します。」	2	-	-	4	修正
4	上杉委員	現行の冊子では注釈が後ろの方に集まっている形になっているが、説明資料では注釈がそれぞれの場所に掲載されており、新しい言葉があるので読みやすくなっている。新しい冊子も注釈は後ろにまとめるのか。 資料3の表紙が6色使いわかりやすくなっている。こういった色合いは冊子の方には反映されないのか。	注釈は用語の初出ページ下部に記載することとします。 資料3の表紙は教育大綱の体系を示したものとなりますので、完成版でも体系がわかりやすいように表示したいと考えております。	-	-	-	-	-
5	古賀委員	食育関係のことが入っていない。入れる必要があるか、教育大綱に入れるか教育ビジョンに入るかわからないが、検討していただきたいと思う。	「食育」は「心身の健康」や「健康で安全な生活」に包含されており、教育ビジョンにおいて食に関する指導について記載するため、教育大綱は現行のままとします。	1	1	3	6	-
6	岡田委員	人口が減少する中で学校教育と連携して、児童生徒に文化財や伝統文化をつないでいくことはとても大切だと思うので「郷土愛をはぐくむ」という文言があってもいいと思う。	以下の通り修正します。 「郷土の歴史、伝統・文化に対する関心や理解を深め、継承、発展させる など、郷土を愛する心をはぐくむ 教育を推進します。」	1	1	4	6	修正

第2回総合教育会議における意見の大分市教育大綱への反映について

No.	発言者	意見の概要	大綱への反映	該当箇所				
				基本方針	目標	施策	ページ	対応
7	市長	自分の考えをうまく説明できるという力が大分市は全国平均から見ても低い。基本方針1に何か入れた方がいいのか。	基本方針1の施策の方向性1において『課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。』と記載しております。 また、教育ビジョンでは、具体的な内容として、道徳の授業における、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動や、総合的な学習の時間における、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動を通し、学びを充実させることとしております。	1	1	1	6	-
8	廣津留委員	自分の意見が言えるというのは、STEAM教育の中にも入っており、「社会性」というのは自分の意見が言えること、自分を発信することとちょっと変わってくる。自分の意見をしっかり言える人材になるというところは、施策5と6に入れたらいいと思う。施策5と6を分けた理由を聞きたい。	施策5について以下の通り修正します。 「グローバル社会に対応するため、異文化・多様性を理解し、主体性・積極性・包摂性、社会貢献・国際貢献の精神、コミュニケーション能力等を身に付け、国際社会の一員として活躍できる人材の育成に努めます。」	1	1	5,6	6	修正
9	廣津留委員	施策5はグローバル化への対応で、施策6は教科横断的な学習の充実ということが、読んだときにすぐわかると、項目を分けている目的が伝わってよいと思う。						
10	市長	例えば施策5のところで、「こういう時代だから」のような意義づけがあると、「国際社会の一員として」というのがわかりやすいかもしれない。						
11	廣津留委員	STEAM教育の注釈に「Aで定義し」とあるが「A」が何なのかわからないので、「Art」に変えたほうがよいと思う。	以下の通り修正します。 「※3 STEAM 教育 STEAM（Science〈科学〉, Technology〈技術〉, Engineering〈工学〉, Arts〈芸術・リベラルアーツ〉, Mathematics〈数学〉）等の各教科での学習を実社会での問題発見やその解決にいかしていくための教科横断的な教育のこと。」	1	1	5	7	修正
12	古賀委員	STEAM教育の注釈の「A」は書くとしたら「Arts」と「s」を付けることが多い。リベラルアーツ的な意味合いで使うことが多いので、ご検討いただきたい。						

第2回総合教育会議における意見の大分市教育大綱への反映について

No.	発言者	意見の概要	大綱への反映	該当箇所				
				基本方針	目標	施策	ページ	対応
13	古賀委員	市としてできることは何かといったら、合理的配慮と基礎的環境整備。そこで、「合理的配慮」を言葉としてはっきり盛り込むことと、小学校で難しいのは建設的な対話であることから、目標に「建設的対話を大切にし、合理的配慮の推進を図る」など、そういう言葉を入れていただければと思う。	以下の通り修正します。 「障がいのあるこどもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、教職員 の障がいへの理解 や専門的かつ実践的な指導力の向上を図るとともに、 建設的対話を通じて相互理解を深め、合理的配慮の提供に努めるなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。 」	1	1	9	7	修正
14	教育長	特別支援教育は実践知・経験知・暗黙知・属人知と言われ一部のベテラン教師の経験や勘に依存してきたところがある。今後は若手教員も増加するので集合知という意味で、科学と根拠に基づいた指導、支援が必要になってくる。そのためにはデータの分析や活用を視野に入れた特別支援教育が必要になってくる。 障害者の権利に関する条約は、すべてのこどもが合理的配慮のもとに同じ環境で学ぶこと理想としている一方で日本は特別な学校・学級を設置するという、分離型になっていることが指摘されている。ゆくゆくは「特別支援教育」という言葉を使わずに、「そういうものはいらない」となるくらい多様なニーズに応じた支援が当たり前の教育というものを目指していくべきではないかと思う。 一方、学級担任全体に占める臨時的任用教員の割合が11.5%に対して特別支援学校、小学校の特別支援学級で担当している方は23.7%と遥かに多い。中学校では、臨時的任用教員が全体の9.3%に対し、特別支援学級が24.0%と臨時的任用教員の割合が非常に高い。若手のうちに特別支援教育を経験して、一人ひとりのニーズに応じた指導を経験させるのが必要ではないかなと思う。						
15	古賀委員	「特別支援教育」が消えていくのが理想で、その通りだが、現状と教育大綱の期間を考えるとときに、改定案2行目の「環境整備」をはっきりと「基礎的環境整備」、3行目の学びの場の整備の「学びの場」は「連続性のある多様な学びの場」と明確にしていなければと思う。	以下の通り修正します。 「障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもの自立と社会参加に向けて、他のこどもと可能な限り共に過ごすための 基礎的環境整備の充実を図るとともに 、早期からの教育相談や就学相談を通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた 連続性のある多様な 学びの場の整備を行い、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。」	2	3	3	8	修正
16	古城委員	学びのセーフティネットの構築として、新たな感染症対策、何が起こっても学びを保障していくという文言を入れていただきたい。	「学びの保障」には感染症や災害などあらゆる環境の変化においても、こどもたちの学びを保障することを含んでいると考えておりますので、現行のままとしたいと思います。	2	3	1	8	-

第2回総合教育会議における意見の大分市教育大綱への反映について

No.	発言者	意見の概要	大綱への反映	該当箇所				
				基本方針	目標	施策	ページ	対応
17	古賀委員	新総合計画に「関係機関と連携を図りながら」という文言があり、この関係機関とは医療機関や福祉、警察や児童相談所などの公的機関をイメージしていると思うが、他の中核市では、例えばフリースクール等地域資源の活用という文言がある。民間機関の活用や連携を図るということを書いていただくと幅が広がると思います。	以下の通り修正します。 「いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーなど複雑化・多様化する課題に迅速に対応するため、こどもの理解に立った組織的な相談・支援体制を強化するとともに、医療、福祉、 教育 等の関係機関と連携・協力し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を推進します。」	2	3	1	8	修正
18	市長	「フリースクール」という言葉の特出ししないで、学びの多様化であるとか機会の多様性であるとか、手段の多様性であるとか、そういう表現がよいと感じている。						
19	上杉委員	「ヤングケアラー」の注釈や言葉の説明等が必要。	以下の通り注釈を追記します。 「※7ヤングケアラー 家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。」	2	3	1	9	追記
20	廣津留委員	こどもが意見を言えるようになるということは、こどもからの目線だけではなく、教員がこどもの意見を引き出すという方向も大事だと思っており、そのニュアンスが少し伝わる術があるといいかなと思う。 双方向の学びともいえると思うが、必ずしもこの文言を入れて欲しいというよりは、全体を通して、こどもの目線だけではなくて、教員もこどもの意見をうまく引き出すというベクトルも考えに入っているとよい。	いただいたご意見は、本市教職員研修内の各講座の中に反映していきます。	2	4	3	9	-
21	上杉委員	目標6の施策1と施策3を分けているところの内容がわかりづらい。 どちらも内容的には、地域の教育力向上という一つの目的なのかなと。特にコーディネーターの話や学校と地域をどうつなげるかというところは、詳しく文言を加えてもらいたい。	施策1では家庭教育を支援するための地域のネットワークづくりに関して述べており、施策3では主に地域学校協働活動のことに焦点をあて施策を述べるという形で、分けておりましたが、ご意見のとおり「地域の教育力向上」という目的は同様であり、地域学校協働活動は“学校・家庭・地域の連携・協働”に含まれるため、施策1と施策3を統合し、以下の通り修正します。 「 学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、社会全体で家庭教育を支えるネットワークを構築すること等により、地域の教育力の向上を図ります。 」	3	6	1	10	修正

No.	該 当 箇 所	意見の内容	意見に対する市の考え方	主担当課
1	第2章第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実 3. 今後の課題	◎今後の課題 4つ目の「●」 ・「 <u>障害のある者と障害のない者</u> 」という表現を修正してもらいたい。また、インクルーシブ教育を推進していくにあたって、どのようなイメージを持っているのか。	<u>「障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ」という表現については削除し、インクルーシブ教育に関する注釈を追記することといたします。</u> また、推進に当たり、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた指導及び支援体制を一層充実させていくことが重要であると考えております。教職員研修を通して、障がいの理解や専門的かつ実践的な指導・支援が行えるよう教職員の資質向上を図るとともに、早期から切れ目ない支援が受けられるよう、就学前の相談等を一層充実してまいります。	大分市教育センター (学校教育課)
2	第2章第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実 4. 主な取組	◎主な取組『●社会の変化への対応』 ・ <u>ipadと教科書の併用により持ち帰りの荷物が多くなっているの</u> <u>で、一体化するなどして荷物が少なくするような取り組みを進めて</u> <u>いった方がいい</u> と思う。	◎主な取組『●社会の変化への対応』 ・教科書等の持ち帰りについては、 <u>児童生徒の発達の段階や学習上の必要性、通学上の負担等を考慮し、家庭学習で使用する予定のない教材等を学校に置いて帰ることや、必要なページをタブレット端末で写真を撮った上で教材等を学校に置いて帰ることを認めるなど、必要に応じ適切な配慮を講じるように各学校に指導</u> しております。また、学習者用のデジタル教科書については、令和6年度から全ての小中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語のデジタル教科書を提供しており、次に導入する算数・数学やその他の教科については、学校の環境整備や活用状況等を踏まえながら段階的に提供することになっております。	学校教育課
3	第2章第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実 4. 主な取組	◎主な取組『●社会の変化への対応』 ・教員のICT活用指導力の向上を図ることはいいことだが、ITが急速に進展しており、ベテランの教職員はついていくのが大変ではないかと思う。教職員が学ぶのであれば、どこかで時間を削っていかなければならない。 <u>専門の外部講師にお願いするののも一つの方法ではあると思うが</u> 、もっといいアイデアがあればいいと思う。	◎主な取組『●社会の変化への対応』 ・こどもへ指導する上で、教員が急速な変化に対応していくことは重要であると考えております。 <u>現在、本市教職員研修における年12回のICT活用講座や、各学校でのICT支援員による校内研修を通して、教員のICT活用指導力の向上を図っているところ</u> でございます。また、最新の情報や活用の好事例等を、ICT活用支援サイトやICT活用レターにより発信しているところです。	大分市教育センター (学校教育課)
4	第2章第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実 4. 主な取組	◎主な取組『●社会の変化への対応』 ・ <u>自然災害や防災の項目が入っているが、適切な項目に整理したほうがいいのではないか。</u>	◎主な取組『●社会の変化への対応』 ・近年、気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、地球温暖化の進行に伴って、この傾向が続くことが見込まれています。また、今後発生が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震への備えも怠ることはできず将来予測される被害を回避・軽減するため、社会での防災への関心は年々高まっております。そのような理由で、「社会の変化への対応」の項目としましたが、 <u>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</u>	体育保健課 (学校教育課)
5	第2章第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実 5. 目標設定	◎目標設定 ・ICTについて、 <u>部会代表者会議の中でもICTやデジタルの活用を踏まえた内容が検討が必要な視点として掲げられているので、目標設定に加えるのはどうか。</u>	◎目標設定 ・ICTやデジタルの活用は今後も重要となってくることから、今回、目標設定にICTに係る指標を追加しました。 ＜追加した指標＞ <u>授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使用した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)</u>	大分市教育センター (学校教育課)
6	第2章第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実 4. 主な取組	◎主な取組『●人権尊重を基盤とした教育の推進と充実』 ・同和問題は解決していないし、同和教育は大事。 <u>引き続き「人権・同和教育の推進」により、差別の解消に向けて取り組んでほしい。</u>	◎主な取組『●人権尊重を基盤とした教育の推進と充実』 ・急激な社会情勢の変化に伴い、今後も人権問題が複雑化・多様化することが予測される中、あらゆる人権課題に対応するため人権教育をより一層推進・充実していく必要があると考えております。なお、 <u>長年の取組により、同和教育の推進は図られてきたものの、部落差別の解消には至っていないことから、引き続き、部落差別解消のための教育・啓発を人権教育の中でしっかりと取り組んでまいります。</u>	人権・同和教育課
7	第1部第2章第2節 こどもたちの学びを支える教育環境の充実 4. 主な取組	◎主な取組『●教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進』 ・「教員が限られた時間の中で使命感を持って児童生徒の指導により専念できるよう～」とあるが、 <u>「使命感を持って」というのは当たり前であり、やりがい搾取のようにも感じるので、文言を落としても良いのではないか。</u>	◎主な取組『●教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進』 ・教職はこどもの成長を直接感じることでできる職業であり、これまでの学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教員の献身的な取組によるものであると考えております。 <u>労働時間や職務負荷の面で身体的・精神的な負担の軽減を図り、働きやすさを向上させ、使命感を含めた働きがいをより向上していくことが重要である</u> と考えております。	教育総務課

No.	該 当 箇 所	意見の内容	意見に対する市の考え方	主担当課
8	第１部第２章第２節 こどもたちの学びを支える 教育環境の充実 4. 主な取組	◎主な取組 ・子どもたちが抱える様々な問題に対応するため、 <u>「子どもたちが安心して相談できる場所の整備」といったような文言を入れても良いのではないか。</u>	◎主な取組 ・相談できる場所として、主に中学校ではカウンセリングルーム、小学校で余裕教室等を利用しておりますが、学校の規模や児童生徒数によっては専用スペースを確保できず、学校においてプライバシーの配慮ができる場所を設けて対応しているところです。上記のように、 <u>設置ができない学校があることや、子どもたちが相談できる場所は学校以外の関係機関において実施されていることから、文言の追加は考えておりません。</u>	学校施設課
9	第１部第２章第２節 こどもたちの学びを支える 教育環境の充実 5. 目標設定	◎目標設定 ・目標設定がすべて保護者からのアンケートにしているので、 <u>「教職員の労働時間」を指標にするなど、教職員側の視点での指標もあってよいのではないか。</u>	◎主な取組 ・目標設定については、新たな大分市総合計画策定に当たり、実感指標を含めた評価指標を設定することとしております。また、計画本文中に記載する取組と評価指標が総合的な視点で関係性を持つことができるよう、設定に努めております。なお、 <u>教職員の労働時間に関する指標につきましては、個別計画において設定しているところ</u> でございます。	教育総務課
10	第１部第２章第２節 こどもたちの学びを支える 教育環境の充実 5. 目標設定	◎目標設定 ・目標設定がすべて保護者からのアンケートにしているが、 <u>子どもの意見をすべて保護者が的確に把握しているわけではないと思われるので、これまでやってきたもの、例えば、「いじめ認知件数」や「早期解決したいじめの件数」といった数値の方が指標になり得るのではないか。</u>	◎目標設定 ・目標設定については、新たな大分市総合計画策定に当たり、実感指標を含めた評価指標を設定することとしております。また、計画本文中に記載する取組と評価指標が総合的な視点で関係性を持つことができるよう、設定に努めております。あくまで <u>大分市総合計画に掲載する評価指標については、代表的な指標であり、各施策の実施に当たっては、様々な指標を設定しているところ</u> でございます。計画に掲げた指標をはじめ、様々な指標の達成状況を多面的、客観的に分析し、各施策を効率的かつ効果的に実施していくことが重要であると考えております。	教育総務課
11	第１部第２章第２節 こどもたちの学びを支える 教育環境の充実 5. 目標設定	◎目標設定 ・目標設定について、 <u>顧客満足度のようにになっているので、もう少し具体的な数値として比較できるような指標が良いのではないか。</u>		
12	第２章第３節 社会教育の推進と生涯学習 の振興 4. 主な取組	◎主な取組『●生涯学習支援体制の充実』 ・「文化や科学等に対する興味・関心を深める学習機会の提供に努めます。」について、 <u>こどもの将来のために環境を整え、学問の本質的なことを楽しめるようなプログラムを考えてほしい。</u>	◎主な取組『●生涯学習支援体制の充実』 ・現在、地区公民館や地域の実行委員会にて、「ふれあい学びの広場」や「体験・学習すこやか講座」、「夏休み子ども教室」など、体験活動や文化・科学等に関するさまざまな教室・講座を実施しているところではありますが、 <u>今後もこどもの将来を見据えた、様々な学習機会の提供に努めます。</u>	社会教育課
13	第２章第３節 社会教育の推進と生涯学習 の振興 4. 主な取組	◎主な取組『●人権意識の高揚を図る学びの機会の充実』 ・ <u>「差別の解消」と書いているが「あらゆる差別の解消」とし、「あらゆる差別」の解消に向け、社会教育において取り組んでほしい。</u>	◎主な取組『●人権意識の高揚を図る学びの機会の充実』 ・「差別の解消」とは、部落差別、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等のあらゆる人権問題の解決をめざすものであることから、 <u>文頭に「あらゆる」を追記</u> いたします。 ※「人権尊重を基盤とした教育の推進と充実」の部分も含め２か所の追記	人権・同和教育課
14	第２章第３節 社会教育の推進と生涯学習 の振興 4. 主な取組	◎主な取組 ・高齢化により、こどもの健全育成を担う人材が少なくなっている。 <u>地域に貢献したいと思う人の人材育成に取り組んでもらいたい。</u>	◎主な取組 ・いただいたご意見は、本市も課題として捉えております。こどもの健全育成にあたっては、 <u>地域で活躍していただく団体・個人等との連携が重要であることから、地域学校協働活動をはじめとした様々な事業を通して、人材育成に取り組んでまいります。</u>	社会教育課
15	第２章第３節 社会教育の推進と生涯学習 の振興 4. 主な取組	◎主な取組 ・ＰＴＡ加入の減少で、市内の学校にＰＴＡ組織がなくなってきた。こども会も減ってきており、その影響で、健全育成団体との繋がりもなくなりつつある。 <u>ＰＴＡの加入は任意であるが、ＰＴＡの役割や必要性について、学校長の呼びかけがあれば良い</u> と思う。	◎主な取組 ・本市教育委員会では、校長会等を通じ、各学校へＰＴＡの役割や必要性について伝えるとともに、ＰＴＡは学校教育にとって最も身近で頼りになる大切なパートナーであるという考え方を教職員と共有しております。 <u>今後とも大分市ＰＴＡ連合会との連携を密にするとともに、学校、家庭、地域がつながり、子どもの成長を支える重要性について、教職員の意識を高めてまいりたい</u> と考えております。	社会教育課

No.	該 当 箇 所	意見の内容	意見に対する市の考え方	主担当課
16	第3章 スポーツの振興 3. 今後の課題	スポーツにおいては、「楽しむスポーツ」と「競技としてのスポーツ」の2つの観点があるが、指導者の育成が大切と考えている。 (中学校の部活動における指導者がもっと多く必要ではないか) <u>この章「スポーツの振興」のどこかに「競技力を高める」の文言を入れてもいいのではないか。</u>	「4. 主な取組」の中の「競技スポーツの振興」及び「スポーツを指導・支援する人材の育成」において、指導者の育成及び選手の競技力向上について記載すること としております。	スポーツ振興課
17	第3章 スポーツの振興 3. 今後の課題	<u>ボランティア団体やその活動について、どのような団体が、どのようなボランティア活動を必要としているのか、市民にそのようなニーズがある、といったことを含めて、周知していく必要があるのではないか。</u>	ボランティア団体や活動について、市民に周知していくことは重要であると考えており、 現在策定中の個別計画で具体的な考え方を示していきたい と考えております。	スポーツ振興課
18	第3章 スポーツの振興 3. 今後の課題	<u>身近な場所として、誰でも気軽に楽しめる場所、市民が近づきやすい場所が必要</u> と考える（お金がかかる話ではあるが、場所が無ければなかなか出来ない。逆に、場所があれば、活性化でき、まちづくりにつながるといった波及効果も期待できる）。	本市では、 生涯スポーツの振興において、地域で身近に利用できるスポーツ施設の整備が最も重要 であると考えており、新たに大南地区でスポーツ施設の整備を進めるとともに、豊後企画テニスコートなど老朽化が進む施設の改修等を行ってまいりました。 引き続き、地域バランスや市民ニーズを踏まえ、地域で身近に利用できるスポーツ施設の整備に努めて まいります。	スポーツ振興課
19	第3章 スポーツの振興 3. 今後の課題	イベント等に関して、市民の声を届けていくということが非常に大切だと感じた。 <u>市民の意見が届くように、広報活動も含めて、市民とより近くなるようなスポーツの振興</u> が必要と考える。	イベントの際にアンケートを実施したり、本市の個別計画を議論する審議会へ市民公募委員に参加してもらうことで、市民の意見を踏まえた施策を展開してまいりました。 今後は、 広報活動のより一層の充実にも努めるなど、スポーツがより身近なものになるように取組を進めて まいります。	スポーツ振興課
20	第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信 2. 現状	<u>文化財の継承が困難になっている要因は、過疎化や少子高齢化ではなく、歴史学の研究者が大分市からいなくなっているから</u> であると考えられる。 <u>文化財を保存するための専門的なスタッフが必要</u> と考えられる。	ご指摘の通り、文化財の継承が困難になっている要因としては、過疎化・少子高齢化による地域での担い手不足に加え、それらの価値や保存の重要性についてわかりやすく伝える専門家や研究者等の人材不足も挙げられると認識しております。今後は、 文化財の適正な保存・調査・収蔵・公開・活用を通じて、大学や民間団体等と連携を図りながら、専門的な人材の育成やその確保に努めてまいりたい と考えております。	文化振興課
21	第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信 3. 今後の課題	<u>遊歩公園の屋外彫刻を鑑賞するのに車の通りもあるため歩行者の導線が途切れており、端から端まで歩けない</u> ようになっているので、何とかしてもらいたい。	今後、整備に関する検討を行う際には、地元関係者と協議のうえ、屋外彫刻の活用や歩行者の動線に関して検討を行って まいります。	文化振興課
22	第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信 3. 今後の課題	費用が掛かるのは承知だが、 <u>地理的に歴史・文化施設がバラバラなので、集約化して</u> いただきたい。	ご意見いただいた内容については、 多くの費用や、長期的な視点が必要となることから、各施設ごとの地域特性や市民ニーズ等を踏まえ、各施設における在り方を検討していく中で、役割や設置場所について整理していきたい と考えています。	文化振興課
23	第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信 3. 今後の課題	<u>大分には海外から観光客が来るので、文化に関する情報を英語で発信することが大事</u> であると考えられる。	大分市観光ナビや大分市公式ホームページ等のサイトでは、多言語対応（英語・中国語・韓国語等）を行っているほか、多言語版の観光パンフレットを作成し、WEBでも閲覧可能とするなど、観光情報等の発信に努めています。 また、文化・芸術に関するイベント等の情報についても、国際課と連携して、SNS上で英語での情報発信を行っています。	文化振興課
24	第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信 3. 今後の課題	アートが身近にあることで、自分でもできる用に思える、それが次世代の育成にもつながる。 <u>地元の学生に対して、無料のアートツアーの実施や美術館等の入館料の無償化も検討して</u> いただきたい。	No. 8 の回答にあるように、身近な場所でアートに触れることのできる取組を進めるほか、 市美術館では、こどもたちに美術への興味・関心を高めてもらうことを目的として、中学生以下を観覧無料 としています。また、 団体観覧も積極的に受け入れており、学芸員や美術館ボランティアによる展示解説等 も行っています。さらに、季節の美術教室や子ども講座等を実施し、様々な創作活動を体験することで、 アートを身近に感じる機会の提供や次世代アーティストの育成 にも取り組んでいます。	文化振興課

No.	該 当 箇 所	意見の内容	意見に対する市の考え方	主担当課
25	第４章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信 ３. 今後の課題	<u>EU圏で実施している大学生向けの割引等についても検討</u> していただきたい。	市美術館の観覧料は、「一般」「高校生・大学生」「中学生以下無料」と３段階の料金設定を行っています。現在、開催中の「佐藤健寿展 奇界／世界」では、一般1,200円、高校生・大学生900円であります。また、特別展やコレクション展を購入日から1年間、何度でも観覧できる「年間パスポート」を一般2,400円、高校生・大学生1,600円で販売し、優れた文化・芸術に触れる機会の拡大に努めています。	文化振興課
26	第４章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信 グラフ	さまざまな分野の中で芸術・文化を活かしたほうがいいと感じるもので、観光やまちづくりが上位にある。 <u>まちなかにアートが増え、それをSNSなどで発信することで、いろいろな人が興味を持ち、アーティストの活動の幅が増えていくと思う。そのような活動ができる場所が増えればいい</u> と思った。	「アートを活かしたまちづくり事業」では、中心市街地の様々な空間を利用してパブリックアート作品を制作し、HPやSNS、パンフレットなどで発信することにより、地域の魅力づくりや創造的な人材の育成などに努めています。また、文化・芸術活動を行う団体や個人（アーティスト）とその発表の場（スポット）の情報をデータベース化し、マッチングを促進する「アーティストバンク推進事業」に取り組んでおり、令和６年１月に開設した専用ウェブサイト「POART」では、アーティストの発表の場として、飲食店や商業施設、福祉施設等といった活動場所の創出に取り組んでおります。	文化振興課
27	第５章 国際化の推進 ３. 今後の課題	<u>異文化教育を日本の教育現場や企業などで実施していくことが重要。具体的な手段として、HPなどでの周知が必要。</u> 日本の場合、「日本で暮らす」と検索したときに、NHKや企業のサイトが一番最初に出てくるが、カナダ、ニュージーランド、フィンランドでは、政府のサイトが一番最初に出てくるほど充実している。フィンランドの場合、労働、教育、福祉、家族概念など、様々な観点からの情報が出てくる。外国人と共存し合っている国々はこのような情報を提供しているという共通点があるので、是非参考にしてほしい。	効果的な周知方法として、ご紹介いただいた事例についても参考にさせていただきたいと思います。	国際課
28	第５章 国際化の推進 ３. 今後の課題	日本語教育について、大分市でも取り組まれていると聞くと、 <u>横浜市では、外国から来た人の子どもを１か月くらい、日本語指導する施設がある。国際化は地域間で差があり、多くの予算や資源を投入するには難しいと思うが、情報収集をしていくことが重要。</u>	先進事例について情報収集しながら、本市の実情に応じた対応をしてまいりたいと考えております。	国際課
29	第５章 国際化の推進 ３. 今後の課題	<u>外国人の人権尊重に関して、学校教育だけでなく、生涯学習の観点からも取組が必要。</u> また、交流できる機会があると良い。地域のイベントやお祭りに外国人が参加できると良い。	公民館などで外国人との交流イベントを実施しているほか、国際関係団体が実施する多文化共生イベントなどを支援しております。令和５年度に実施した外国籍市民アンケートにおいても、「日本文化を体験したい（37.4%）」、「住んでいる地域の清掃活動やお祭りなどのイベントに参加したい（21.6%）」と、地域との交流を望む人が一定程度いることが明らかになったことから、引き続き、地域との交流機会の創出に努めてまいります。	国際課

大分市教育ビジョン検討委員会において頂いた意見に対する市の考え方

資料 3

No.	該 当 箇 所	意見の内容	意見に対する市の考え方	主担当課
1	基本方針 1 重点施策（1）知徳体のバランスのとれた力の育成 具体的施策③	体育・スポーツというのであれば、技術面の向上を主軸にしていると思うため、スポーツパーソンシップを学ぶことが重要ではないかと考える。勝てばそれでよいのではなく、勝つために努力することや、反則についての考え方などについても、教育すべきではないか。	体育では、児童生徒の発達の段階を踏まえ、学習したことを実生活や実社会に活かし、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導を行っております。このことから、技能面の向上だけでなく、体力の向上や公正な態度等積極的かつ主体的に学習することを重視する中、スポーツパーソンシップも踏まえた指導を行っております。	体育保健課
2	基本方針 1 重点施策（1）知徳体のバランスのとれた力の育成 現状及び課題	「他者への思いやり」について、思いやりだけではなく、「やさしさ」という言葉を入れてはどうか。基本方針 6 に「やさしさ」という言葉が入っているが、人間関係を構築していく上で、思いやりとやさしさは不可欠ではないか。	「やさしさ」が他者へ向いた際に、「思いやり」になると考えており、道徳科の内容項目を踏まえ、「他者への思いやり」を「親切」「思いやり」「感謝」に変更いたします。	学校教育課
3	基本方針 1 重点施策（3）特別支援教育の充実 具体的施策②	障がいのある幼児・児童生徒だけではなく、いわゆるグレーゾーンの子どもたちも含めて支援体制の充実を目指していくような記載をすべきでないか。	支援体制の充実につきましては、障がいのある幼児・児童生徒だけではなく、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒を対象としたものであることから、表題及び主な取組中の記載を「特別な支援を必要とする」に変更いたします。	教育センター
4	基本方針 1 重点施策（1）知徳体のバランスのとれた力の育成 現状と課題	道徳における「正義感」とはどういったものなのか。正義という言葉には非常に重く受け止められる表現だと思うとともに、正義には表裏一体の価値だと思うので、公平・公正といった表記の方が望ましいのではないか。	道徳科の内容項目を踏まえ、「正義感」を「公正、公平」に変更いたします。	学校教育課
5	基本方針 1 重点施策（2）社会の変化への対応 具体的施策③ 主な取組	情報について、生成 A I の項目を加えることは難しいのか。	→教育大綱修正（基本方針1 目標1 施策2） （修正前） こどもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などをはぐくみます。 （修正後） こどもたちの豊かな情操や道徳心を培い、 親切、思いやり、感謝、公正、公平 、自他の生命の尊重、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などをはぐくみます。	教育センター
6	基本方針 1 重点施策（2）社会の変化への対応 具体的施策③ 主な取組	生成 A I については、小中高において今後5年間の課題になっていくため、何か記載すべきではないか。		教育センター
7	基本方針 1 重点施策（2）社会の変化への対応 具体的施策① 主な取組	主権者教育、消費者教育について、被害に遭わないという受け身の発想だけでなく、積極的に社会のフルメンバーとしての主権者になるという積極性が必要である。この観点から明記したことはよいことだと思う。学級活動、児童会活動、生徒会活動の充実をお願いしたい。	社会の構成員の一員であるという意識や、適切な意思決定や消費行動ができる力を育むため、引き続き、主権者教育や消費者教育をはじめ、学級活動、児童会活動、生徒会活動の充実に努めてまいります。	学校教育課
8	基本方針 1 重点施策（1）知徳体のバランスのとれた力の育成 具体的施策③	歯と口の健康づくりの取組はよいと思うが、フッ化物洗口は必ず学校で行わなければならないのか。現在、朝の活動時間にフッ化物洗口を行っているが、教育課程の見直しに伴い、朝の活動時間の縮小や削減を検討している状況もあり、時間の確保が難しい上、教職員の負担も大きい。	現在、本市では、「歯みがき指導」「食に関する指導」「フッ化物洗口」の3本柱で、歯と口の健康づくりに取り組んでおり、成果として、本市の12歳児むし歯保有数は、1.3本（H28）から0.75（R5）本まで減少しております。これまで、洗口液を希釈済みのボトルに変更可するなど負担軽減を図ってきたところであり、可能な限り、教職員に負担がかからないよう努めてまいります。	体育保健課
9	基本方針 1 リード文 現状及び課題	生きていくために一人一人に力をつけていくことはとても重要だが、異なる他者とともに生きていく力ということも重要だと考えている。「他者と協働しながら」「他者への思いやり」という表現にとどまらず、子どもたち同士をつなぐ意味で、「ともに生きる力」「ともに生きていく力」「わかり合う」などの言葉を入れてはどうか。	基本理念に「未来を創る人を育み、一人一人の幸せにつながる教育」を掲げており、ともに成長し合い、幸せを実感できる社会を目指すことを記載しております。	学校教育課
10	基本方針 1 重点施策（4）幼児教育 具体的施策②	地域における子育て支援について、にこにこルームなどへの利用がきっかけで、相談から専門外来や療育、支援などにつながっているケースが多く、機能していると感じている。今後とも広げてもらいたい。	親子通所事業「にこにこルーム」では、ことばや発達に不安をかかえている親子に通所してもらい、遊びや生活指導を通して、生活習慣の自立や社会性の発達等を促し、情緒の安定を図るよう支援を行っています。今後も引き続き、親子通所事業の充実を図ってまいります。	保育・幼児教育課

大分市教育ビジョン検討委員会において頂いた意見に対する市の考え方

資料 3

No.	該 当 箇 所	意見の内容	意見に対する市の考え方	主担当課
11	基本方針 1 重点施策（５） 「縦の接続」による教育の展開	賀来小中学校を例にすると、縦の接続が浸透していると感じている。地域の行事においても、その関係性がつながっているため重要だと思う。	市内全小中学校において、小中一貫教育を展開しており、乗り入れ授業や児童生徒の交流など、学力の定着・向上、豊かな人間性・社会性の育成等に多くの成果が見られております。また、各学校においては、地域を学びの場とした地域行事やボランティア活動等、小中学生がともに学ぶ環境づくりも進んでおります。	学校教育課
12	基本方針 1 重点施策（６） 「縦の接続」による教育の展開 現状及び課題	小中の段差（いわゆる中1ギャップ）については、主な取組に記載はあるが、現状及び課題の中に状況を記載する必要はないか。	「現状及び課題」において、保幼小連携の推進や小中一貫教育の推進の視点から「学校段階間における円滑な連携・接続を行うことが重要」であることを記載しております。	学校教育課
13	基本方針 1 重点施策（４） 幼児教育 具体的施策②	本市のカリキュラムは内容がわかりやすく簡潔でよいが、策定後に様々な施設ができていることから、加えるべき内容はないか。（前回と同じような状況になるのではないか） また、園内研修等が増えて、実施や参加に追われているように感じる。今一度、それぞれの研修を実施する理由や目的についてしっかり踏まえる必要があるのではないか。表現的に前回と変化が無いように思われる。	「大分市幼児教育・保育カリキュラム」の見直しを行う際には、国の要領・指針をもとに、各施設が活用しやすく分かりやすい内容となるよう検討してまいります。 市が主催する研修において、会の冒頭に研修の目的や意義について説明を行い、参加者が理解した上で臨めるような体制を引き続き整えてまいります。	保育・幼児教育課
14	基本方針 1 重点施策（５） 「縦の接続」による教育の展開 具体的施策③	キャリア教育について、主な取組としてキャリアノートについて記載してはどうか。	あくまでキャリア教育の取組の一例であることから掲載しないこととしますが、学年間・学校種間の緊密な協力や円滑な接続に向けて、キャリアノートの果たす役割は大きいと認識しております。	学校教育課
15	目標設定（指標） ・ NO. ４	基準値の「ある」と答えた中には、「たぶんあるだろう」とあいまいに判断している児童生徒もいると思うので、自分のよいところを具体的に書けるのか、相手に伝えられるのかというようなことを指標にしてはどうか。 一方、他者から気づかされることで自己肯定感が高まることもあると思うので、そういった調査や取組をしてみてもどうか。	第１段階として、自分自身でいいところがあると思うことができるような指導に努めており、次の段階として、具体的にいいところを自分自身で実感できる取組につなげていきたいと考えております。 また、全国学力・学習状況調査「児童・生徒質問紙」における「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う児童生徒の割合」と本指標を総合的に分析し、他者の気づきから自己肯定感を高める指導にも生かしてまいります。	学校教育課
16	目標設定（指標） ・ NO. １ 2	発達段階や場面に応じて状況を把握できるようにしてはどうか。	指標の数値につきましては、「全国学力・学習状況調査」結果によるものであり、調査対象者は、小学校第6学年及び中学校第3学年となります。引き続き、小学校、中学校における発達段階や場面に応じた状況を把握し、効果的な活用にも努めてまいります。	教育センター
17	目標設定（指標） ・ NO. １ 8	基準値は小学校と中学校で異なっているが、目標値は同じでよいのか。異なる値に意味があると思うので、目標値をしっかりと精査してほしい。	発達の段階によって違いが見られるという視点を踏まえ、目標値の設定を見直すことにいたしました。	学校教育課
18	基本方針 2 重点施策（１） 全ての子どもの学びの保障 具体的施策③	いじめ・不登校について、加害者への対応はどうなっているのか。警察の介入が必要な場合もあるのではないか。被害者をしっかりと守るといった視点で今後とも取り組んでもらいたい。	学校でのいじめの加害側への指導については、教職員で連携し、自らの行為を反省させ、いじめ行為を完全にやめさせるよう毅然とした姿勢で指導・対応を行うとともに、その状況を保護者にも連絡しております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、適切な支援に努めております。なお、犯罪行為として取り扱われるべき事案につきましては、被害を受けた保護者と相談の上で警察に相談・通報を行うなど、引き続き、警察とも連携して対応してまいります。	学校教育課
19	基本方針 2 重点施策（２） 時代の変化に対応した教育環境の整備 具体的施策④	教育データの利活用においては、外部はもちろん内部においても誰でもアクセスできるのではなく漏洩防止対策が必要だと考える。データアクセス権設定の必要性はないか。	学力調査の結果データ等の共有につきましては、関係職員のみが閲覧できるアクセス権の設定されたフォルダに保存し、漏洩防止対策を行っております。	教育センター 学校教育課
20	基本方針 2 重点施策（２）時代の 変化に対応した教育環境の整備 現状及び課題 または 具体的施策④	「時代の変化に対応した」という点では、「デジタル化への対応」がここ数年で大きく変化したと感じる。今後5年間はデジタル化が一層加速していくことが予測されることから、この点について加筆してはどうか。	「デジタル化への対応」につきまして、「現状及び課題」中に加筆いたします。	教育センター

大分市教育ビジョン検討委員会において頂いた意見に対する市の考え方

資料 3

No.	該 当 箇 所	意見の内容	意見に対する市の考え方	主担当課
21	基本方針 2 重点施策（3）教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進 具体的施策③	働きがいに係る取組はあるのか。「教職の魅力発信」は未来の教職員に対するものだと思う。	教職は子どもたちの成長を身近で感じることができるなど、極めて高い内発的働きがいのある職種であり、同僚性を踏まえた学校組織全体で子どもたちを支えているところでございます。 一方、労働時間や職務負荷の面で身体的・精神的に負担が大きい状況であることから、働きやすさを向上させることが、より働きがいを高めていくものと考えております。	学校教育課
22	基本方針 2 重点施策（4）教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進 具体的施策③	「子どもたちの笑顔が見れる」というフレーズはよく聞くが、教職を目指す人に対しては、あいまいな表現ではなく、現状や（改善されている）実態を具体的にしっかり周知することで決断や安心につながる。 中学生や高校生に対しても、将来の職業の1つとして教職について伝えることは大切ではないか。（悪いイメージは記憶に残りがちなので、払拭するためにも）	教職を目指す大学生を対象に教職実践演習等を実施しており、今後は教職の魅力や現状を周知するなど、改善してまいります。また、中高生に対する発信につきましては、検討いたします。	教育センター 学校教育課
23	基本方針 2 重点施策（5）教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進 具体的施策③	現在の大学生が教職に就くとして、43年間でどのようなキャリアステージが展開されるのかというような見通しについて語ることも大切ではないか。	大分大学と連携する中、教職員のキャリアステージについての情報共有など、教職を目指す学生に対する取組の充実に努めてまいります。	教育センター 学校教育課
24	基本方針 2 重点施策（6）教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進 具体的施策③	全市一斉定時退勤日の拡充について、「全市一斉」の可否については、再度学校現場との協議をお願いしたい。	大分市立学校における働き方改革推進計画に基づき、課題を焦点化しながら、これまでに様々な取組を行い、改善を図ってまいりました。 今後も、全市一斉定時退勤日の拡充については業務実態を把握するとともに、校長会や教頭会の代表者と協議してまいります。	学校教育課
25	基本方針 2 重点施策（7）教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進 具体的施策③	現場の教職員はさまざまなストレスを抱えていると思うが、メンタルヘルスに係る取組（対策）が必要ではないか。	教職員の年2回のストレスチェック、管理職向けのメンタルヘルス研修会、労働安全衛生研修会等を実施しており、引き続き、教職員のメンタルヘルスの保持増進に取り組んでまいります。	学校教育課
26	基本方針 2 重点施策（8）教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進 具体的施策①	ニュースでも教職員の不祥事が報道されているが、児童生徒に対するＩＣＴ活用と同様に、現場で教える立場の教職員にもしっかり行う必要があるのではないか。	教職員の資質能力の向上につきましては、各研修を通じ、キャリアステージに応じて専門的な知識や技能等だけではなく、使命感や倫理観の醸成に努めているところです。また、各学校では、厳正な服務規律保持のための研修を全教職員対象に年4回実施しており、昨年度は加えてＳＮＳやスマートフォン・タブレットの適正使用のチェックリスト等を使用した臨時研修を2回実施しております。今後とも、児童生徒や保護者及び市民の信頼に応えられるよう、教職員としての自覚や職責について、さらなる意識付けを図ってまいります。	教育センター 学校教育課
27	目標設定（指標） ・ NO. 3	いじめの解消率について、各学校が組織的に取り組んでも、スクールロイヤーを活用しても、法律の上は、100%にすることは難しい。その上で、目標値の妥当性を改めて検討した方がよい。	いじめの解消の判断については、いじめの認知から3か月後を目安に、被害を受けた児童生徒と保護者への丁寧な聴き取りを行い、慎重に判断しております。その際、安易に解消と判断するのではなく、被害側に少しでも不安があれば、継続して見守り等の指導を行うこととしております。なお、解消したと判断した後も、再発防止に向けた指導に引き続き努めるよう指導しております。	学校教育課
28	目標設定（指標） ・ NO. 3	「いじめが解消した」という判断については、数字のみを意識した取組とならないよう、学校と教育委員会が十分に連携する必要がある。		学校教育課
29	目標設定（指標） ・ NO. 4	学校内での相談・指導をどのように捉えているのか。少なくとも担任は、保護者に対し連絡や相談を必ず行っていると思うので、基準値が100%でないのはなぜか。	学校内においては、学級担任等による教育相談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による専門的な支援を必要に応じて実施し、個々の状況に応じた支援につなげるよう努めております。しかしながら、心身の状態や家庭の事情等により、教員との面会ができないなど、学校がすすめる相談・支援等につなげていない児童生徒や保護者が一定数いることから、引き続き、関係機関とも連携し、対応してまいります。	学校教育課
30	目標設定（指標） ・ NO. 9	保護者自身が地域行事等に参加しないという状況もある中、設定が難しいのではないか。	教育活動の例としては地域行事への参加のほか、登下校の見守りや清掃活動、校区探検等が想定されます。 地域とともにある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域の連携は不可欠であり、本指標に係る数値を高める取組を通し、機運を醸成していくことが重要であると考えております。	学校教育課

大分市教育ビジョン検討委員会において頂いた意見に対する市の考え方

資料 3

No.	該 当 箇 所	意見の内容	意見に対する市の考え方	主担当課
31	重点施策（２） 具体的施策③	学校が関係する団体となるとＰＴＡや子ども会を思い浮かべるが、加入率や組織率の低下に伴い、活動がしにくいといった意見も聞く。地域のネットワークづくりとはどのようなことか。	地区公民館が中心的な役割を担い、地域の子育て支援者や団体、行政機関、学校などと連携し、地域の課題や子どもたちをどう育てていくのかなどの議論を通して、家庭教育を支える仕組みのことを指しております。	社会教育課
32	基本方針 3 重点施策（１） 現状及び課題	読書をしない子どもが増えているように思うが、現状及び課題の中に、記載する必要はないか。	読書活動の支援については、現状と課題の「社会教育施設の機能の充実や市民の学習と活動を支援する機能の強化」にも含んでいますが、子どもの読書活動の推進に関する部分については、新たに記載いたします。	社会教育課
33	基本方針 3 重点施策（１） 具体的施策②	学校と市民図書館との連携強化は具体的にどのようなことを想定しているのか。	団体貸出パッケージについて、直接配送の実施や意見・要望を踏まえた内容の見直しなど、学校利用の促進を図っております。 また、職場体験や社会見学の受け入れ等を実施するとともに、児童生徒の一人1台端末に市民図書館ホームページアクセスアイコンを配置し、学校と連携して、市民図書館の周知等に努めております。 引き続き、既存事業の充実を進めるとともに、新たな取組についても検討してまいります。	社会教育課
34	基本方針 3 重点施策（１） 具体的施策②	施設の利便性の向上は費用がかかるが、ソフト面ハード面でトータルの考える必要があると思う。例えば、図書館については、ＤＸとあるように、子どもたちの実態を踏まえると電子媒体の導入を検討してもよいし、関崎海星館については、アクセス改善してもよいと思う。	市民図書館において、電子書籍の導入については検討しており、幅広い層に向けた読書活動の支援や読書環境の整備に努めてまいります。 また、関崎海星館において、アクセス道路である「県道佐賀関循環線」の整備については、引き続き、県への要望を行ってまいります。	社会教育課
35	基本方針 3 重点施策（１） 具体的施策②	令和5年3月の国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の中では、アンケート等により、子どもの視点に立ったサービスの改善や図書収集に努めるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進が掲げられているが、本ビジョンには記載する必要はないか。	子どもの視点に立った読書活動の推進として、子どもが主体的に読書活動を行えるように取り組む必要があることから、具体的施策②において、「子どもが読書習慣を身に付けられるよう、子どもの興味・関心を尊重した自主的な読書活動の推進を図ること」を主な取組として掲げております。	社会教育課
36	基本方針 3 重点施策（１） 具体的施策②	子どもの居場所が多様化する中、それぞれの居場所における読書や学習の場の提供が今後の課題になってくると考える。本市のアンケートでは、中高生が図書館以外に学びの場がほしいという意見が多かったようだが、図書館により人が集まりやすいような仕組みづくり（イメージづくり）が大切だと考える。	図書館に子どもたちが集まりやすくなる取組として、子どもの成長過程に応じたイベントの開催や、ＹＡ向け広報誌の発行等を行っております。 なお、学習席については、利用者が多い時には、閲覧席や会議室を臨時の学習席として開放するなどの対応を行い、なるべく多くの方に図書館を利用していただけるように努めております。 今後も、子どもの視点、興味・関心を大切にした図書館事業の推進を図り、市民図書館が、より多くの子どもたちが集まる場になるように努めてまいります。	社会教育課
37	基本方針 3 重点施策（１） 具体的施策②	図書館＝静かにする場所ではなく、少人数のグループワークや議論ができるような仕掛けや、軽作業ができるようなスペースを設けている図書館が増えてきている。大分市の状況はどういった状況か。	現在、市民図書館内の児童書スペースにおいて、参加者が多くの観戦者の前でお薦めの本を紹介する「中学生ビブリオバトル大会」を実施し、図書館を発表の場・交流の場として活用する取組を行っています。なお、その際には、会議室をサイレントルームとして開放し、静かな環境づくりにも配慮しております。 また、テーマに沿ったお薦めの本を自ら紹介しながらその魅力について参加者同士で語りあうイベントや、子どもたちによる「かるた遊び」、読書補助具であるリーデングトラッカーの手作り講座等、参加型・交流型のイベントの開催を進めております。	社会教育課
38	基本方針 3 重点施策（２） 具体的施策①	子どもの学びの確保に関する記載はあるが、学びを提供する各種団体の指導者や青少年施設の職員の学びについては記載がない。指導者が自らの能力をアップデートすること、団体同士で情報共有することなどは、社会教育において重要な視点ではないかと考える。	子どもたちに学びを提供する地域住民や各種団体の指導者等に対しては、研修会や情報交換会等を開催したり、各地区公民館で指導者研修会を実施したりしております。今後も引き続き研修の機会や団体同士の情報共有の場を設定まいりますことから、表記を調整いたします。	社会教育課
39	基本方針 3 重点施策（２） 具体的施策①	地域コーディネーターの設置目的がよく分からないまま、事業が実施されているような思いがある。地域コーディネーターが関わることによって、これまで行ってきた行事等は変わるのか、これまで通りでよいのか教えてほしい。	幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進するため、学校と地域をつなぐ架け橋となる地域コーディネーターを中学校区に各1名配置しております。 また、本事業の目的について、改めて理解を促進するとともに、これまで学校と地域が連携して行ってきた行事等も含め、より多くの地域住民が参画し、子どもたちの学びや成長を支える環境づくりに努めてまいります。	社会教育課
40	基本方針 3 重点施策（１） 具体的施策②	図書館には、人類の英知の保管庫としての機能もあると思うので、市民図書館であっても、資料の充実や保管という面で取り組んでほしいと思う。	市民図書館では郷土資料、行政資料等の収集や、資料のデジタル化を行い、その一部は、「大分市デジタルアーカイブ」において公開しており、今後も資料の充実、保管に努めてまいります。	社会教育課

大分市教育ビジョン検討委員会において頂いた意見に対する市の考え方

資料 3

No.	該 当 箇 所	意見の内容	意見に対する市の考え方	主担当課
41	基本方針 3 指標 No. 1	人口減少が進む中、指標1の達成見込みはあるのか。	基準値は13地区公民館が実施した教室・講座等の延べ受講者数で、定員の約65%となっております。生涯学習の拠点である地区公民館において実施する教室・講座等がより多くの方の学習の機会となるよう、定員の約1割増となる45,000人の受講者数を目指していきたいと考えております。	社会教育課
42	基本方針 3 指標 No. 1	校区公民館においても、地区公民館と同様、様々な教室・講座等を実施しているため、基準値・目標値に加えていくべきではないか。	校区公民館も地区公民館と同様、生涯学習や地域づくりの拠点として様々な教室・講座等を実施しておりますが、各地区が直接管理・運営しているため、具体的な数は把握しておりません。	社会教育課
43	基本方針 3 指標	設定した目標値をどのように活用していくのかをしっかりと考える必要があると思う。利用者数、受講者数など大きな数値であるが、その内訳や詳細について確認、分析する必要があるのではないか。	指標としている利用者数や受講者数については、それぞれの講座の内訳や利用時期等、内訳についても分析し、生涯学習支援体制の充実や地域の教育力の向上につながるよう、それぞれの事業を評価・検証の上、適宜見直してまいります。	社会教育課
44	基本方針 3 指標 No. 5	この指標を設定した意図を教えてください。また、目標値に近づくための具体的な取組（数値化できるとよい）を設定していく必要があるのではないか。	地域における子どもの健全育成を目指し、子どもの体験活動や居場所作り、またその地域活動を支える人材育成についても具体的な目標値をもった上で、様々な取組を進めております。それらの取組が、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもたちを育成することに生かされているか客観的に把握するため、指標として設定いたしました。	社会教育課
45	基本方針 4 重点施策（2） 具体的施策②	大友氏関係について、引き続き、メディア等を活用するなど、情報発信に努めていただきたい。	ホームページやSNSの活用、南蛮BVNGO交流館来館者への案内、FUNAIジュニアガイドの活用など、引き続き、情報発信に努めてまいります。	文化財課
46	基本方針 4 重点施策（2） 具体的施策⑤	ジュニアガイドは、学びの成果を他者と関わることでアウトプットできる非常に良い取組であり、期待している。ジュニアガイド及びジュニア検定に関わる人数、実施に当たり子どもたちはどういった学びをしているのか教えてください。	郷土学習資料となる大友宗麟副読本及び小冊子を作成し、市内全小学校6年生に配布しており、小学校において本教材を活用した授業実施をお願いしております。	文化財課
47	基本方針 4 総論	美術から芸術に表記を変えた経緯と、音楽に関する記載の可能性について教えてください。また、美術を芸術に修正することで、教育委員会が美術だけではなく、芸術全般を所管するような組織改革が必要ではないかと考える。	大分市教育委員会において、美術のみに限らず、文化・芸術の活動の場となるコモンスペースを所管しております。また、時代の変化に伴い、言葉の持つ意味が変化していくことも想定されることから、美術といった狭義の表記ではなく、より広義として捉えることができる芸術を使用することとしております。	美術振興課
48	基本方針 4 重点施策（1） 具体的施策② 重点施策（2） 具体的施策③	夏休み等の課題として、美術館や歴史資料館での鑑賞を課す学校とそうでない学校もあるようだが、統一するなどの調整はしないのか。	地理的な要因など、学校毎に違いがあることから、教育委員会から統一的な指示はしておらず、学校の実情に応じて対応しております。引き続き、子どもが楽しんで学ぶことのできる仕掛けづくりを心掛けてまいります。	美術振興課 文化財課
49	基本方針 4 重点施策（2） 具体的施策③	自分の作品が展示されたり、学校や地域行事と関連させたイベントが企画されていたりするなど、居住地が施設から遠い子どもも保護者と一緒に参加しやすいような仕掛けがあるとよい。 例）鶴崎踊りの原画募集→作品を大友で披露など	今後の展覧会等のイベントの実施に当たり、参考とさせていただきます。	文化財課
50	基本方針 4 重点施策（2） 具体的施策⑤	子どもだけではなく、大人を対象に郷土愛を醸成し、人材を育成する取組が必要ではないか。	大友氏遺跡史跡ボランティアガイドやFUNAIジュニアガイド等を設置し、大友氏遺跡等へ来訪する幅広い年齢層の方々に関心をもって聞いてもらうように創意工夫しており、それらガイダンス等を通じ、引き続き、郷土の歴史の魅力を伝え、愛着の醸成に努めてまいります。	文化財課
51	基本方針 4 重点施策（2） 具体的施策⑤	歴史検定をすることで、郷土の歴史や文化を大切に作る心が醸成され、ひいては人材育成につながることにについて、もう少し丁寧に記載した方が真意が伝わるのではないか。	歴史検定受験者に限らず、市内全ての小学校の特定の学年の児童に対し、郷土学習資料を活用した学びを実施しております。	文化財課
52	基本方針 4 重点施策（1） 重点施策（2）	アウトリーチ型の取組について考えているのか。	南蛮BVNGO交流館や市美術館等の職員が出前授業を実施しております。児童生徒の興味・関心を高めていくため、引き続き、出前授業に取り組んでまいります。	美術振興課 文化財課
53	基本方針 4 重点施策（1） 具体的施策②	美術館の機能として若手芸術家の評価や価値を位置づけることがあると思うが、新たな計画や取組はあるか。例えば、アートプラザで個展を開く、学芸員のフォローがあるなど、成長につながる仕掛けづくりが必要ではないか。都市部に比べてギャラリーが少ないので行政のサポートが必要だと思う。	市美術館では、2014年度の「まちなかアートフルロードプロジェクト」や2016年度の「大分のアートシーンCIAO！“進世代”の胎動」など、今まで多くの若手アーティストを紹介する展覧会を開催してきたところです。引き続き、若手アーティストの発掘やその活動を紹介する展覧会の開催に取り組んでまいります。	美術振興課

大分市教育ビジョン検討委員会において頂いた意見に対する市の考え方

資料 3

No.	該 当 箇 所	意見の内容	意見に対する市の考え方	主担当課
54	基本方針 4 指標 6	デジタルアーカイブは非常におもしろく、今後の充実、発展を期待している。特に、ルイスフロイスなどのメジャーな人物や長崎などの地域とも関連付けて発信していけば、全国的により多くの方々に周知できるのではないかな。	効率的かつ効果的な情報発信に努めてまいります。	文化財課
55	基本方針 6 重点施策（１）	小中学生の頃から、どのような人権があるのかを理解させる必要があると考える。具体的には、学年ごとに様々な人権について考えたり、1年間を通して外部講師の話やロールプレイングを通じて人権について学習したりしてはどうか。学年ごとに1～2つの人権について集中的に学習すると記憶に残りやすいと考える。	各学校においては、これまでも年間活動計画に基づき、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した差別の解消を目指した授業実践に取り組んでおります。具体例としては、小学校中学年に、人権啓発センター「ヒューレおおいた」で高齢者擬似体験等を実施しております。今後とも子どもの発達段階に応じた取組を系統的に進めてまいります。	人権・同和教育課
56	基本方針 6 指標 No. 1	基準値42.7%に対して2倍以上である目標値100%は現実的ではないと思われることから、80%や85%など段階を踏むようにした方がよいと思います。	様々な立場にある人の思いや願いに触れることが効果的であることから、各学校において、地域人材の更なる掘り起こしを行うなどにより、指標の割合を上げていくことを目指してまいります。	人権・同和教育課
57	基本方針 6	同和教育を推進していくことをなくしてはいけないと考える。	急激な社会情勢の変化に伴い、今後も人権問題が複雑化・多様化することが予測される中、様々な人権課題に対応するため「人権教育」をより一層推進・充実していく必要があると考えております。なお、長年の取組により、同和教育の推進は図られてきたものの、部落差別の解消には至っていないことから、引き続き部落差別解消のための教育・啓発を人権教育の中で取り組んでまいります。	人権・同和教育課
58	基本方針 6	同和教育という表記を大分市は残してきたことに意味があったと考える。それは、部落差別が解消していないからと考えている。		人権・同和教育課
59	基本方針 6 現状及び課題	2018年の「部落差別の解消のための大分市人権・同和教育基本方針」から2017年の「大分市人権教育・啓発基本計画」に替わった理由は何か。	2017年改定の「大分市人権教育・啓発基本計画」には、部落差別、女性、子ども、障がい者、外国人等のあらゆる人権問題が位置付けられており、部落差別に関する基本方針等の内容が包含されているものと考えております。	人権・同和教育課
60	基本方針 6 重点施策（１） 具体的施策①	ヘイトスピーチ解消法の附帯決議からも、外国人に対してだけではなく、誰に対してもいかなる差別的言動は許されないということを指導しなければならぬと考える。	「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる」という人権尊重の精神を育む教育を一層推進する必要があることから、誰に対しても差別は許されないことについて指導してまいります。	人権・同和教育課
61	基本方針 6 重点施策（２）（３）	人権については、未来永劫、克服に向けて努めていかないといけない。学校に限らず対応しなければならない。教育は子どもたちのためだけではなく、大人に対しても重要であると考えている。	大分市人権・同和教育推進連絡協議会の活動におきましては、学校教育部会はもちろん、企業部会を立ち上げ、各企業の人事担当者に対して年4回の研修を行うなど、様々な立場の方を対象に人権教育・啓発を行っております。	人権・同和教育課
62	基本方針 6	ネット上の誹謗中傷が多いという声をよく聞くが、計画本文中には記載がないと感じる。今後、必要な対応ではないかと考えるが、この文章中の表記にも内容は含まれるといった解釈でよいかな。	リード文にあります「部落差別解消推進法」の第1条には「情報の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と書かれており、ネットにおける差別事象が問題となっております。「ネットと人権」につきましても、人権教育が取り組むべき課題の1つであると考えております。	人権・同和教育課
63	基本方針 6	「大分市人権教育・啓発基本計画」には今日的課題も含め、様々な課題提起がなされている。新たに出てきた差別事案を含め、様々な課題に市民が触れる機会を創出していくことが重要である。	今後とも「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、あらゆる人権問題に関する人権教育・啓発を行ってまいります。	人権・同和教育課
64	基本方針 6 重点施策（１） 具体的施策①	教職員研修の充実が重要だと考える。例えば、児童生徒の呼び方は、小学校は男女学年関わりなく「さん」付けだが、中学校ではどうか。「こども基本法」に基づき、学校教育活動の中で、子どもの意見表明権を大切にしたい。	教職員研修の充実に努め、教職員自身の人権意識の高揚を図ることで、学校・学級等で、子どもの主体的な活動を保障するなど、子どもの人権を守る取組を進めるとともに、「こども基本法」等について子ども自身が理解を深められるよう取り組んでまいります。	人権・同和教育課